

海外現地調査に基づく制度の運用状況に関する報告

イギリス

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策専門官
土 井 真 知

イギリスにおける加害者更生に向けた取組

内閣府男女共同参画局推進課 土井 真知

目次

- はじめに
- 刑事司法制度における取組
- 1 加害者更生の法的位置付け
 - (1) 概要
 - (2) 社会内刑罰
 - (3) 社会更生命令とプロベーション
 - (4) プロベーション・サービスの組織と業務
 - (5) 早期釈放制度とプロベーション
- 2 社会更生命令発令までの流れ
 - (1) 判決前調査報告書における査定
 - (2) 裁判所の決定
 - (3) プロベーション・サービスの指導監督
- 3 加害者更生プログラムの実際
 - (1) ウインブルドン・プロベーション・リソース・センター
 - (2) プログラム開始前の事務
 - (3) カリキュラムと進め方
 - (4) 被害者への支援
- 4 拘禁刑となった加害者への取組
 - (1) 刑務所内での加害者更生
 - (2) 早期釈放後の加害者更生
- 民間団体における取組 - D V I P の例
- 1 DVIP (Domestic Violence Intervention Project)
- 2 DVIP の加害者更生プログラム
 - (1) 社会更生命令
 - (2) 自主的な参加
 - (3) ソーシャル・サービスの推薦
 - (4) 家庭裁判所の命令
- おわりに

註

参考文献

はじめに

イギリスは、イングランド・アンド・ウェールズ、スコットランド、アイルランドから構成されるが、それぞれ異なる司法制度を有している。調査研究の主たる対象はイングランド・アンド・ウェールズであり、本稿において述べる諸制度等はイングランド・アンド・ウェールズに限定されるものである。

以下に、イギリスの制度上、どの部分に加害者更生プログラムが盛り込まれているか、それはどのような制度で、どのように運用されているかを述べる。

イギリスでは制度的に定められているものではないが、1970年代以降、ドメスティック・バイオレンスの加害者更生に関してコミュニティ・レベルで様々な取組がなされてきた。現在でも、民間団体や地方公共団体において加害者更生プログラムが提供されており、重要な部分を担っている。そのため、これらの取組についても述べることとする⁽¹⁾。

刑事司法制度における取組

1 加害者更生の法的位置付け

(1) 概要

イギリスにおいては、刑事裁判において有罪となった者が、社会内刑罰 (community sentence) である社会更生命令 (community rehabilitation order) の下で、加害者更生プログラムの受講が科せられる。社会内刑罰には社会更生命令以外の命令もあるが、社会更生命令以外の命令によって加害者更生プログラムが科せられることはない。加害者更生プログラムの実施主体はプロベーション・サービス (Probation Service)⁽²⁾ である。

また、刑務所から早期釈放され、保護観察に付された場合においても、保護観察の期間が12か月以上に限り、加害者更生プログラムの受講が科せられる。

(2) 社会内刑罰

1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) は、これまで拘禁刑 (custodial sentence) の代替刑とされていたプロベーション命令 (probation order) や社会奉仕命令 (community service order) 等を、社会内刑罰 (community sentence) という新しい概念の下、刑罰体系において独立の刑罰としての位置付けを行った。独立の刑罰としての位置付けに伴い、同法6条第1項では、社会内刑罰を科す要件として、「当該犯罪が、その刑罰を正当化するだけの十分な重大性を有すること」を挙げ、6条第2項では、言い渡す社会内刑罰を構成する命令の組合せは、その犯罪者に最もふさわしい内容でなければならないこと、命令によって制限される犯罪者の自由は、犯した犯罪の重大性と均衡の取れた内容でなければならないことを規定している (染田1998:67)。

社会内刑罰の種類は、1991年刑事司法法では、
プロベーション命令 (probation order)

社会奉仕命令 (community service order) 結合命令 (combination order)

外出禁止命令 (curfew order)

指導監督命令 (supervision order)

出頭センター出頭命令 (attendance centre order)

となっていたが、～の命令は、2000年刑事司法及び裁判所法 (Criminal Justice and Courts Service Act 2000) によって名称が変更され、現在は、

社会更生命令 (community rehabilitation order)

社会懲罰命令 (community punishment order)

社会更生及び懲罰命令 (community punishment and rehabilitation order)

となっている (2000年刑事司法及び裁判所法 43条)。

(3) 社会更生命令とプロベーション

社会更生命令とは、前述のとおり、以前はプロベーション命令と呼ばれたもので、犯罪者に対し、指定された期間、保護観察官 (probation officer) の指導監督を受けることを命じるものである。

プロベーションの起源は古く、19世紀の警察裁判所宣教師の慈善事業に求めることができる (法務省保護局 1994a:1)。「プロベーション (probation)」の語がイギリスで最初に公式に用いられたのは、1887年の初犯者プロベーション法 (Probation of First Offenders Act 1887) においてであるが、現在のプロベーション制度が形成されたのは1907年の犯罪者プロベーション法 (Probation of Offenders Act 1907) 以降である (守山 1999:57)。1907年犯罪者プロベーション法は、1948年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1948) によってプロベーション命令の充実とプロベーション・サービスの組織化が図られ、プロベーション命令は法律上、刑罰の代替措置として位置付けられた。その後、プロベーション命令は1991年刑事司法法制定によって独立した刑罰の一つとなったことは、すでに述べたとおりである。

1991年刑事司法法では、法律として初めてプロベーションの目的が明記されている。ここで示されたプロベーション命令の目的は、犯罪者の改善・更生を確実にすること、犯罪による被害から公衆を守ること、犯罪者が更に罪を犯すことを防ぐことの3つで、これらのうち1つまたはそれ以上の目的を達するために望ましいと裁判所が判断した場合にのみ命令を言い渡すことができると規定している (法務省保護局 1994b:16)³⁾。命令の期間は6か月以上3年以内である。

(4) プロベーション・サービスの組織と業務

プロベーション・サービスは、これまで各地域単位で独自に業務を展開してきたが、2001年刑事司法及び裁判所法 (Criminal Justice and Courts Service Act 2001) において全国プロベーション・サービス (National Probation Service for England and Wales) を創設し、どの地域でも同じサービスが提供できる体制作りが進められている。

全国プロベーション・サービスは 42 のプロベーション・エリアを含み、内務省 (Home Office) に全国プロベーション局 (National Probation Directorate) が置かれている⁽⁴⁾。各エリアには複数の事業所が置かれ、犯罪者に対する指導監督を行っている。

全国プロベーション・サービスの目的は、犯罪から公衆を守り、犯罪者の再犯を防止し、コミュニティ (社会) において適正な罰を科し、犯罪被害者や公衆が被った犯罪の影響について犯罪者の自覚を確実なものとし、犯罪者の更生を図ることである。社会内刑罰の実施はプロベーション・サービスが担う。

プロベーション・サービスは、刑事裁判において、判決前後の犯罪者にかかわる。判決前の犯罪者については、保釈情報報告書 (bail information reports)、判決前調査報告書 (pre-sentence reports)、特別判決前調査報告書 (specific sentence reports) の作成を行う。これらの報告書は、犯罪者及びその犯罪について記述したもので、治安判事や裁判官の決定に影響を与える資料である。

判決後は、拘禁刑を言い渡された犯罪者について、当該犯罪者を受け入れる刑務所に判決前調査報告書のコピーを含む情報を提供する。保護観察官が拘禁刑を言い渡された直後の犯罪者に面接し、刑務所に入所するに当たって緊急に対応しなければならない問題がないか調査することもある。もし犯罪者の家族や子どもの保護が必要であれば、その措置を採る。また、被害者や家族に対し、犯罪者がどのような刑に処せられたのか、いつ釈放されるのか、といった情報提供も行う。社会更生命令その他の社会内処罰を言い渡された犯罪者については、犯罪者の再犯を防ぐための計画を立て、コミュニティにおいて指導監督を行う。

このように、プロベーション・サービスは、刑事事件の各段階において治安判事や裁判官、刑務所やプリズン・サービス (Prison Service) と連携・協力を行っている。

(5) 早期釈放制度とプロベーション

受刑者を刑の満期日に先立って釈放する早期釈放制度において、釈放後、コミュニティにおける加害者更生プログラムが必要な犯罪者については、社会更生命令と同様に加害者更生プログラムが提供される。

イギリスにおける早期釈放制度では、懲役が 12 月以上 4 年未満の短期受刑者が刑の 2 分の 1 を受刑した場合、内務大臣は条件付で受刑者を釈放し、懲役 4 年以上の長期刑受刑者は仮釈放委員会の勧告があれば、内務大臣が受刑者を条件付で釈放することができることとなっている。これらの条件付で釈放された者のうち、保護観察の期間が 12 月以上あり、かつドメスティック・バイオレンスに関する加害者更生プログラム受講に適している者は、プロベーション・サービスによる加害者更生プログラムの受講が科せられる。懲役が 12 月未満の場合は、受刑者が刑の半分を受刑した時点で、内務大臣は当該受刑者を無条件に釈放しなければならないため、加害者更生プログラムの受講は科せられない⁽⁵⁾。

2 社会更生命令発令までの流れ

(1) 判決前調査報告書における査定

イギリスでは、プロベーション・サービスが拘禁刑又は社会内処罰に相当する犯罪者に対し判決前に面接し、判決前調査報告書を作成する。1991年刑事司法法により、拘禁刑に相当する場合又は通常より厳しい社会内刑罰を相当とする場合、判決前調査報告書は必要とされていたが、1994年刑事司法及び公共秩序法(Criminal Justice and Public Order Act 1994)では、裁判所に判決前調査報告書の要否決定に関する広範な裁量権を付与し、この報告書の提出を任意とした(法務省保護局 1997:17)。報告書の様式については全国基準(National Standards for the supervision of offenders in the community)で示されており、構成は以下のとおりである^(6)。

- ・ フロントシート
犯罪者、犯罪、裁判所、報告書作成者等の基本情報
- ・ 犯罪の分析
犯罪事実の要旨、重大性の評価、犯罪者の当該犯罪に対する態度
- ・ 犯罪者の査定
読み書き・数量的思考の能力、住居、雇用の状況
家庭環境や物質依存・精神的疾患など直接犯罪に関連が考えられる問題
前科との関連、犯罪者の個人的な背景と犯罪との関連
- ・ 公衆への損害や再犯の可能性
現在の犯罪や犯罪者の態度、その他の情報に基づく再犯の可能性の査定
公衆に対する深刻な損害の危険度の評価
- ・ 結語
適切な処分、それが社会内刑罰である場合、最も適切な内容の社会内刑罰の提案

判決前調査報告書の作成に当たっては、保護観察官は犯罪者査定システム(Offender Assessment System, OASys)に基づいて、犯罪者及びその犯罪について調査する。ここで得られた情報は、その後も犯罪者に関する重要な情報として、プロベーション・サービス及びプリズン・サービスで利用される^(7)。ドメスティック・バイオレンスに関する危険性も評価され、「危険がある」と査定された犯罪者は、殺人や重度の傷害以外であれば、社会内刑罰の社会更生命令によって、加害者更生プログラムを受講することが望ましいと報告書に記載される。この時に、どのくらいの期間、どこで、どのようなプログラムを受けることが望ましいかということも明記される。

ドメスティック・バイオレンスの危険性の評価の際に用いられるものの1つに、北米で開発されたSARA(Spousal Assault Risk Assessment Guide)がある^(8)。これは、犯罪歴、心理社会的な側面、配偶者暴力の経験などからなる20の質問項目によって構成されている。イギリスには、「ドメスティック・バイオレンス」という罪はなく、一般暴行(actual bodily harm)やその他の罪名で訴追されている。しかし、一般暴行やその他の罪名で訴追された犯罪者であっても、背景にドメスティック・バイオレン

スがあることがわかれば、ドメスティック・バイオレンスの問題に焦点を絞り、加害者更生プログラムを受講させることが処遇として望ましいとされている。例えば、無謀運転罪（reckless driving）や器物損壊罪（criminal damage）などで訴追された犯罪者でも、背景にドメスティック・バイオレンスがあってこれらの罪を犯した場合、ドメスティック・バイオレンスの問題に着目しないと問題の解決に至らないと考える。そのためにも、犯罪の背景に何があるのかを把握することが重要となる。

（２）裁判所の決定

社会更生命令を言い渡すに当たって、裁判所は、犯罪者が命令に付される遵守事項に同意する意思があるか確認しなければならず、同意が得られなかった場合は、裁判所はこの命令を言い渡すことができない。犯罪者の同意が得られなければ、裁判所は代わりに拘禁刑を言い渡すか、他の社会内刑罰を言い渡す（1991年刑事司法法附則２）。

遵守事項には、プロベーション期間中、保護観察官の指導監督を受けなければならないという標準遵守事項に加え、その期間のすべて又は一部について、裁判所が犯罪者の状況を考慮した上で決定する付加的遵守事項がある。付加的遵守事項としては、住居、行動、事業所への出頭、精神的な治療、薬物又はアルコール依存の治療等に関する事項が定められ、ドメスティック・バイオレンスが背景にある犯罪者に社会更生命令が発せられる場合は、どのくらいの期間、どこで、どのような加害者更生プログラムを受講するかが付加的遵守事項に含まれる。付加的遵守事項を決める際には、裁判所は保護観察官から提出された判決前調査報告書を参考にする。

（３）プロベーション・サービスの指導監督

プロベーション・サービスの指導監督については、全国基準として実務上の運用基準が定められている。しかし、全国基準で示されたものは最低限のものなので、実際には、犯罪者を担当するプロベーション・サービスの事業所が、それぞれの犯罪者に応じた指導監督計画を立て、実施することになる。

プロベーション・サービスにおける加害者更生プログラムの提供は、各地域によって異なっており、事業所が直接プログラムを提供しているところもあれば、民間団体に委託してプログラムを提供しているところもある。また、全く加害者更生プログラムを提供していない地域もある。プログラムが提供できない地域では、裁判所が実行不可能な命令を発することはないので、加害者更生プログラムの受講を命ずる社会更生命令は出されない。

発令後に犯罪者が遵守事項を守らない場合、例えば加害者更生プログラムに故意に参加しなかったり、長期間不参加の状態が続いたりする場合には、同意を拒否したものとみなされ、裁判所は別の刑罰を科す。ドメスティック・バイオレンスの場合、社会更生命令以外の社会内刑罰はほとんど科せられないため、裁判所が社会更生命令を継続することが可能と判断すれば、新たに社会更生命令と罰金を言い渡し、社会更生命令の継続が不可能なら拘禁刑を科すことになる。

3 加害者更生プログラムの実際

(1) ウインブルドン・プロベーション・リソース・センター

実際にプロベーション・サービスでは、どのようにして加害者更生プログラムを提供しているかについて、ロンドンの事業所の1つであるウインブルドン・プロベーション・リソース・センター(Wimbledon Probation Resource Centre、以下「センター」という。)の取組を述べる。

ロンドンには、プロベーション・サービスの事業所が3つある。現在、これら3か所とウエスト・ヨークシャーの事業所、計4か所において、同一のカリキュラムによる加害者更生プログラムを提供している。プログラムは、レスター大学、リバプール大学の2つの研究チームによってモニタリングされており、その効果についての実証的な研究が行われている。この研究は内務省のパイロット・プロジェクトで、地域によって取組に差のある加害者更生プログラムの標準を作るためのものである⁽⁹⁾。

センターではドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムのほか、怒りのマネジメント、飲酒運転、無免許運転などに関するプログラムがあり、それぞれ別の対象にプログラムを提供している⁽¹⁰⁾。

(2) プログラム開始前の事務

裁判所で社会更生命令を言い渡された犯罪者は、最初にセンターのケース・マネージャーと面接する。この面接でケース・マネージャーが作成し、犯罪者が署名する書類が3つある。1つは情報公開書類(release of information form)で、プロベーション・サービスが被害者に対して接触することを阻まないという内容の書類、2つ目は加害者更生プログラムがどのような内容になっているのか、プログラムに参加しなかった場合はどうなるのかといった説明の書類(statement of understanding)、3つ目が子どもの有無・人数、加害者と被害者の同居の有無等についての書類(victim contact form)である。

ケース・マネージャーは犯罪者がプログラムに参加するように動機付けを行う。もし参加できない理由があれば、プログラムが始まる前に問題を明確にし、対処する。具体的には、住居がないためにプログラムの参加が困難であれば、住居の問題を解決し、アルコールや薬物濫用の問題であれば、それらに対応するプログラムを優先する。

また、ケース・マネージャーは当該犯罪者のグループ・セッションを担当するチューターを選び、当人と対面させ、加害者更生プログラムの開始に備える。

(3) カリキュラムと進め方

センターが採用している手法は、ジェンダーによる分析視点を兼ね備えた認知行動アプローチである⁽¹¹⁾。加害者更生プログラムの期間は9か月(36セッション)から12か月(48セッション)で個人によって異なるが、最低でも9か月となっている。その間、犯罪者は週1回、センターに出頭してグループ・セッションに参加する。セン

ターでは、月曜日と水曜日の午後 7 時 30 分から 9 時 30 分までの 2 時間、グループ・セッションの時間を設けている。いずれも 4 人から 12 人のグループで、参加費は無料である。犯罪者は月曜日のグループ、水曜日のグループのいずれかに参加する。

カリキュラムは、米国ミネソタ州のドゥルース市で開発されたモデルを用いている。このドゥルース・モデル (Duluth Model) は、イギリスでも広く用いられており、様々な地域で取り入れられているが、それぞれアレンジして使用しているため、ドゥルース・モデルに忠実に従ってはいない。しかし、センターではドゥルース・モデルのカリキュラムをそのまま用いている。

カリキュラムはテーマごとに分かれていて、各テーマの最初のセッションであれば、どのテーマからでも始めることができる。ただし、「性的尊重」のテーマを受けるに当たってはある程度の準備が必要であるため、最初にこのテーマから始めることはできない。テーマは以下の 8 つになっている⁽¹²⁾。

- テーマ 1 : 非暴力
- テーマ 2 : 威嚇的でない態度
- テーマ 3 : 尊敬
- テーマ 4 : 支援と信頼
- テーマ 5 : 説明責任と誠実さ
- テーマ 6 : 性的尊重
- テーマ 7 : パートナーシップ
- テーマ 8 : 交渉と公平性

グループ・セッションは男女ペアのチューターによって進められる。セッションの中では、ビデオ教材を用いたり、ロールプレイを行ったりする。チューターを担当することは容易なことではない。個人が持っている信念や価値観を変えることは非常に難しいことなので、当然、受講する犯罪者からは抵抗がある。しかし、チューターが「理解しろ」と抑圧的に接するのではなく、犯罪者自らが自主的に学んでいくことを目指す方針で行われている。

(4) 被害者への支援

犯罪者に加害者更生プログラムを提供すると同時に、犯罪者がプログラムを受ける際に作成した書類に基づき、センターの被害者担当官 (victim worker) が被害者に連絡する。これは被害者に強制するものではないが、9 割の被害者が担当官との連絡を取っている。被害者担当官は、犯罪者と直接対応するチューター等が兼務することではなく、被害者支援を専門とした職員である。

犯罪者は被害者と同居していることもあれば、すでに別居していることもある。ドメスティック・バイオレンスの家庭は、かなり前に関係が終わっているか、現在終わりつつあることが多いので、同居していない場合の方が多い。しかし、犯罪者と被害者

の間に子どもがいる場合は、子どもとの面会の折などに両者が接触する機会が頻繁となる。これまでの研究で、被害者にとって最も危険な時期は、犯罪者が裁判所や刑務所から出てからの3か月間と言われているので、この期間は被害者の安全確保のために細心の注意が必要である。

被害者担当官の仕事は、被害者にとって必要な援助は何かを考え、被害者のニーズに応じ、カウンセリング機関、入居可能な住宅、子どものセラピーなどについての情報を提供することである。被害者担当官は被害者の生活に介入していくことになるため、職務を遂行するに当たってはドメスティック・バイオレンスに関する高い知識と技術が必要となる。

加えて、プログラムを受ける犯罪者に子どもがいる場合は、子どもが犯罪者又は被害者と同居しているかどうかにかかわらず、ソーシャル・サービス (Social Service) に子どもの父親がセンターの加害者更生プログラムを受講していることを連絡する。

4 拘禁刑となった加害者への取組

(1) 刑務所内での加害者更生の状況

刑務所の運営を行っているのはプリズン・サービスで、プロベーション・サービス同様、内務省に担当局が置かれている。現在、刑務所内においてはドメスティック・バイオレンスに関する加害者更生プログラムは提供されていない。しかし、プログラムの必要性は認識されており、刑務所内での加害者更生プログラムを開発するためのプロジェクト・チームを設置し、調査研究を行っている。犯罪者の更生という点では、プリズン・サービスは、すでに性犯罪者向け、一般暴行犯罪者向けの加害者更生プログラムを開発し、すでに実施しており、ドメスティック・バイオレンスに関するプログラム開発のプロジェクト・チームにも、これらのプログラム開発に関与した経験者が含まれている。

一般的に、ドメスティック・バイオレンスで殺人を犯した犯罪者は刑務所に入っており、殺人に至らない暴行・傷害事件を犯した犯罪者は社会内刑罰となっている。これまでの配偶者殺人に関する調査研究では、殺人が起こった事案の60%でドメスティック・バイオレンスが起こっており、殺人事件の犯罪者と暴行・傷害事件の犯罪者には共通する部分が多いことが明らかとなっている。現在はコミュニティにおいてのみ提供されている加害者更生プログラムが、刑務所内でも実施され、釈放後もコミュニティにおいて継続されることが望ましいという観点で、プリズン・サービスとプロベーション・サービスが合同で調査研究及びプログラム開発を進めている。

イギリスにおいては、政府がプログラムを開発するには、調査に基づく実証的な研究が不可欠であり、効果が科学的に証明される必要があると考えられている。現在、プリズン・サービスでは、2003年からのパイロット・プロジェクト実施に向けて、実験的に刑務所内でのドメスティック・バイオレンスに関するグループ・セッションを始めている。このセッションでは、カナダのドナルド・G・ダットン (Donald G. Dutton) 博士の重層的生態学モデル (Nested Ecological Model) を発展させて作られた家庭内

暴力介入プログラム（Family Violence Prevention Programme）を採用し、6か月間の重度の暴力に対するプログラム（High Intensity Family Violence Prevention Programme）と6週間の軽度の暴力に対するプログラム（Moderate Intensity Family Violence Prevention Programme）の2つを行っている。グループ・セッションは、原則としては刑務所の中にいる者であれば誰でも受講できることになっているが、実際には犯罪者査定システム（OASys）を用いてプログラムが必要な者を特定している。重度と軽度の2コースがあるが、これは犯罪歴やこれまでの犯罪のパターンを見て決定するもので、単純に殺人を犯した者だからといって重度のコースと決めるわけではない。現在のところ、グループ・セッション中の態度は非常に良くなっているが、これが刑務所から自宅に戻った後も継続するのはまた別の問題であると考えられている。

パイロット・プロジェクトは、最初の計画では、マンチェスター、ダートムア、パークハーストの3か所の刑務所で実施することを考えていたが、加害者更生プログラムを始めるに当たっては、同時に被害者支援のプログラムも行わなければならないので、被害者支援プログラムが提供できるエリアで行う必要があり、現在、計画を練り直している。

（2）早期釈放後の加害者更生

早期釈放後の加害者更生については、提供される加害者更生プログラムや事務手続は、社会更生命令で受講が科せられた場合と同一である。社会更生命令において裁判所が決定する付加的遵守事項の代わりに、早期釈放の条件として遵守事項が科せられ、加害者更生プログラムの受講が命じられる。犯罪者が加害者更生プログラムに故意に参加しなかったり、長期間不参加の状態が続いたりする場合には、早期釈放が取り消されることになる。

民間団体における取組 - DVIP の例

1 DVIP（Domestic Violence Intervention Project）

ロンドンのハマースミス&フルハムに拠点を置く DVIP（Domestic Violence Intervention Project）は、1991年に設立された民間団体で、ドメスティック・バイオレンスの被害者である女性とその子どもの安全を図ることを第一の目的に、加害者更生プログラムの提供と、被害者である女性への支援活動を行っている。加害者向けのプログラムを被害者向けの支援活動と一緒に行うという DVIP の方法は、イギリスにおいては政府が推奨するモデル事業となっている^{（13）}。

ロンドンのプロベーション・サービスは、ロンドン・エリアを4等分し、そのうち4分の3はロンドンの3つの事業所がそれぞれ担当するが、残りの4分の1については DVIP にプロベーション・サービスの業務を委託している。

2 DVIP の加害者更生プログラム

DVIPの加害者更生プログラムの受講者は、4つの経路から来る。1つ目は社会更生命令によって加害者更生プログラムの受講が科せられた犯罪者、2つ目は自主的にプログラムに参加する加害者、3つ目はソーシャル・サービスを通じて参加する加害者、4つ目は家庭裁判所を通じて参加する加害者である。

(1) 社会更生命令

社会更生命令によって受講する犯罪者は、DVIPのプログラム受講者全体の約半数を占める。DVIPが担当するエリアに居住する犯罪者については、保護観察官によって作成される判決前調査報告書において、DVIPにおいてドメスティック・バイオレンスの危険性の評価を行うことが望ましいという一文が記載される。報告書の提出を受けた裁判所はDVIPに犯罪者の査定を依頼し、DVIPが事件の概要や目撃者の証言をもとに査定し、結果を裁判所に報告する。DVIPのプログラムは、6か月(24セッション)と8か月(32セッション)のコースがあるが、裁判所への報告の中で、どちらのコースが適しているかを示す。場合によっては、「プログラムの受講は適していない」と裁判所に報告することもある。

(2) 自主的な参加

社会更生命令の次に多いのは、自主的に参加する加害者である。自らの行動を変えたいと思ったり、被害者や家族、友人といった周囲の人から勧められたりして参加している。

(3) ソーシャル・サービスの推薦

その次に多いのが、ソーシャル・サービスを通じて参加する加害者である。子どもが適切に保護されていない事案で、ソーシャル・ワーカーが調査した結果、子どもの父親が母親に暴力を振るっていることが判明すると、まず、ソーシャル・サービスは子どもを保護施設に保護する。子どもの保護は、子ども自身が親から虐待されているか否かを問わない。子どもを保護した後に、子どもの家庭の状況を査定し、場合によっては子どもの父親にDVIPの加害者更生プログラムを受けようことを勧める。これは強制ではないので、加害者によっては協力しないが、加害者更生プログラムを受講しない場合は子どもが保護施設から親のところに戻ってこないで、子どもを引き取りたい父親は加害者更生プログラムを受講しなければならない。そのため、「ソーシャル・サービスの推薦」とはいえ、ある程度の強制力を持っている。

(4) 家庭裁判所の命令

家庭裁判所を通じて参加する加害者は非常にまれである。人数が少ない理由は、家庭裁判所から来る者の多くは、その前に家庭が崩壊している場合が多く、そうでなくてもプログラムの途中で家庭裁判所で争われていた問題に決着がつき、プログラムを辞めることが多いためである。

現在、CAFCASS (Children and Family Court Advisory and Support Service) や全国規模のボランティア団体である子どもコンタクトセンター (Child Contact Centre) と一緒に、2000年4月からセーフ・コンタクト・プロジェクト (Safe Contact Project) を実施している。プロジェクトは、子どもの安全を図ることを目的に、家庭裁判所や関係機関が連携して、家事事件に対応するものである。

CAFCASS は、2000年刑事司法及び裁判所法において設立された公的機関で、以前はプロベーション・サービスの家庭裁判所福祉担当官 (family court welfare officer) が担当していた事務を、新しい組織の下で行っている⁽¹⁴⁾。これまで家庭裁判所の子どもに関係する家事事件では、家庭裁判所福祉担当官が調査を行い、福祉報告書 (welfare reports) を作成していたが、CAFCASS となった現在も、子どもにとって最大限の利益となるような親権や面接交渉の方法などを決定するための資料を作成している。この調査の過程で、子どもの母親が父親からドメスティック・バイオレンスの被害を受けていることが分かった場合、CAFCASS が家庭裁判所に DVIP によるドメスティック・バイオレンスの危険性の評価を行う必要性を報告する。報告を受けた家庭裁判所は、DVIP に当該父親の危険性の評価を依頼し、DVIP が評価を行い、その結果を家庭裁判所に報告する。家庭裁判所は、CAFCASS や DVIP からの報告に基づき、父親に対して子どもとの面接交渉を行う条件として、DVIP の加害者更生プログラム受講を命じる。

家庭裁判所の命令による参加は年々増えており、現在までの2年半の間で約60~70人が参加している。家庭裁判所の命令による加害者更生プログラムを実施しているのは、イギリスにおいても DVIP のみで、これは制度的に定められたものではなく、家庭裁判所と DVIP の取決めの中で実施されているものである。家庭裁判所からの依頼でドメスティック・バイオレンスの危険性の評価を行っている民間団体は、DVIP 以外ではプリマスに1つあるが、他にはない。DVIP では、プロジェクトを評価して、効果が確認された折には、ロンドン全域及び全国レベルで展開していきたいと考えている。

おわりに

イギリスにおける加害者更生は、制度としては、刑事裁判で有罪となった犯罪者に対し、プロベーション・サービスによって加害者更生プログラムが提供されていた。現在は、内務省が加害者更生プログラムの基準作りに取り組んでおり、パイロット・プロジェクトを実施するなど過渡期と言える。今後、プロジェクトの成果を基にどのような標準が示され、全国規模において展開されていくのか注視していきたい。

加害者更生は刑事裁判で有罪となった者が対象であるが、刑事司法制度におけるドメスティック・バイオレンス等の犯罪に対する刑罰の実現には、加害者と被害者の関係、成人の証人の不在と証拠収集の困難、被害者の刑事裁判手続に対する不安と非協力等の障害があり、イギリスにおいても課題とされている (増田 2000 (二) : 73)。

かつては私的関係者間の暴力は見知らぬ他人間の暴力よりも犯罪としての重大性が低いと考えられていたが、1990年に発出された内務省通達 (HOC 60/1990) は、ドメ

スティック・バイオレンスに対する警察の対応方針を示し、大きな方向転換を行った（財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会 2001:71）。警察は 1990 年通達の後、2000 年に新たな通達（HOC 19/2000 Domestic Violence: Revised Circular to the Police）を発出し、問題の性質と範囲、定義、法的救済策、警察と他の機関の役割、警察の政策、事案に対する初動対応、事案後の行動、被害者支援などについて規定している⁽¹⁵⁾。一方、検察においても、1995 年の家庭内暴力事件の処理に関する方針により、ドメスティック・バイオレンス事件を他の犯罪と同じように扱うこと、訴追することが望ましいこと、被害者が告訴を取り下げた場合の対応等についての方針を示している（増田 2000（二）:77）。

イギリスでは、たとえ被害者が加害者の訴追に協力的でない場合においても、公益上の利益の観点から必要な場合は訴追を行うとされており、以前に比べると、より多くのケースが訴追されるようになったと言われる。しかし、被害者の証言なしで訴追されるケースはまれで、継続的に暴力があり、重篤な結果が生じていて、かつ医学的記録や目撃者の証言など多くの証拠が収集されている場合に限定されているのが実際のものである⁽¹⁶⁾。そのため、多くの被害者・加害者は刑事司法制度外に置かれている現状は、従来どおりとされる。現在の問題としては、司法関係者のドメスティック・バイオレンスに対する認識の不足が挙げられ、この点については内務省などを中心に研修等の取組がなされている。

イギリスでの実地調査において、政府機関や民間団体の関係者から繰り返し強調されたのは、加害者更生プログラムを効果的なものとするには、プログラムに先だって行われる加害者の査定が重要であることと、加害者更生と同時に被害者支援も行わなければならないことである。全国矯正事業者ネットワーク（National Practitioners' Network）が作成したガイドラインにおいても、加害者更生プログラムを立ち上げる際には、被害者支援のプログラムも立ち上げる必要があることが示されている。全国矯正事業者ネットワークのガイドラインでは、加害者更生プログラムの中心目的は、暴力を終わらせ女性の安全を確保することで、プログラムに参加することが加害者の司法上の責任を回避するために利用されてはならないことが明確にされている⁽¹⁷⁾。日本において、加害者更生プログラムの実施を考える際には、このイギリスで強調された点を心に留めて置きたい。

最後に本稿では紹介できなかったが、地方公共団体においても積極的な取組がなされている。ロンドンのカムデンにおいてはカムデン安全ネット（Camden Safety Net）が、内務省の犯罪削減計画（Crime Reduction Programme）の資金で実施されている⁽¹⁸⁾。カムデンでは、ドメスティック・バイオレンスに関する幅広い被害者支援が展開しており、その中に加害者更生プログラムの提供も含まれている。イギリスにおける加害者更生プログラムは、ドメスティック・バイオレンスに関する総合的な対応の一環として位置付けられていることが、地方公共団体の取組からも見て取れる。

註

- (1) イギリスのドメスティック・バイオレンス対策全般については、(増田 2000) に詳しい。
- (2) 「プロベーション (probation)」という用語は「保護観察」と訳されるが、イギリスにおけるプロベーション・サービスの所掌事務は、日本の保護観察業務より広い。法務省資料においても「プロベーション」という用語がそのまま用いられていることも多いことから、本稿では「プロベーション・サービス」を用いる。ただし、日本の保護観察に該当する事務やそれを行う職員については、「保護観察」「保護観察官」と訳している。
- (3) 1991年刑事司法法で規定されたプロベーション命令の目的は、社会更生命令と名称が変更された現在も変わっていない。2000年刑事裁判所権限法 (Power of Criminal Courts (Sentencing) Act 2000) においても同様の規定がある。
- (4) 全国プロベーション・サービスについては、<http://www.homeoffice.gov.uk/cpg/nps/index.htm> を参照。
- (5) 早期釈放制度におけるプロベーション・サービスの役割については、(法務省保護局 1994b:232-243) を参照。
- (6) 2000年全国基準 2002年改訂 (National Standards for the supervision of offenders in the community 2000 revised 2002) による。
- (7) 2003年からは警察も犯罪者査定システムの情報を共有することとなっている。
- (8) Multi-Health Systems Inc.から発行されている。
- (9) パイロット・プロジェクトは、2001年6月から準備が進められ、同年11月からウインブルドン・プロベーション・リソース・センターにおける加害者更生プログラムが始まった。現在(2002年9月)までに約40名が受講している。プロジェクトでは、受講する犯罪者に対し、プログラムの前後及びプログラム終了6か月後に心理テストを行うことによる効果測定、グループ・セッションを担当するチューターの研修、マニュアル作成などを行っている。プログラムの各グループ・セッションはビデオに録画され、外部の専門家であるトリートメント・マネージャーが事業の一貫性について監視している。
- (10) ドメスティック・バイオレンスの加害者更生プログラムには、「怒りのマネジメント」も含まれるが、これはプログラムの一部分であってすべてではない。暴力を振るう、振るわないは、怒りなどの感情のコントロールができないためであるとか、アルコールや薬物の問題があるからではなく、加害者の意識的な選択によるもので、プログラムの主要なテーマはジェンダー問題であるとウインブルドン・プロベーション・リソース・センターの担当者は述べている。
- (11) 内務省の政府文書においても、ジェンダーの分析視点を兼ね備えた認知行動アプローチが推奨されている (Mullender & Burton 2000)。ジェンダーによる分析視点とは、加害者の根底にある「親密な男女関係においては、男が女をコントロールするのが当然」という信念を崩すことなしには、根本的な問題解決は

あり得ないとする考え方である。認知行動アプローチは、暴力行動は学習された行動であって、消去が可能であり、その責任はひとえに加害者本人のものであるという見地に立つものである（浜井&横地 2000:87）。

- (12) ドゥルース・モデルについては、(Pence&Paymar 1993(2002)) を参照。
- (13) DVIP については、<http://www.dvip.org/>を参照。内務省の政府文書では、DVIP の取組が好事例 (good practice) として紹介されている。
- (14) CAFCASS については、<http://www.cafcass.gov.uk/>を参照。
- (15) 2000 年通達は (財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会 2001) において訳出されている。警察の実務については、(警察政策研究センター2002) を参照。
- (16) 地方公共団体の DV 対策担当者は、被害者の証言なしに加害者の逮捕、訴追、裁判となるケースは「ice flow」と呼ばれていると話した。理由は不明であるが、ゆっくりと氷が流れていく様から来ているのではないかとのこと。担当者は、警察は進めようとしているが、検察はそれほど努力していないと述べている。
- (17) 全国矯正事業者ネットワークのガイドラインは (RESPECT 2000) を参照。(RESPECT 2000) は、全国矯正事業者ネットワークの「原則の声明(Statement of Principles)」を発展させ、2000 年 9 月に改訂したもの。
- (18) カムデン安全ネットについては、http://www.camden.gov.uk/camden/links/equalities/dm_safetynet.htm を参照。

参考文献

- 警察政策研究センター 2002 『女性に対する暴力・家庭における暴力 - 英米の法執行マニュアルから - 』警察政策研究センター
- 財団法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会 2001 『女性に対する暴力事犯の予防及び対処に関する研究』平成 12 年度社会安全研究財団助成調査研究報告書
- 染田恵 1998 『犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究』法務研究報告書 第 86 集第 1 号、法務総合研究所
- 浜井浩一・横地環 2000 「連合王国における犯罪被害者施策」『法務総合研究部報告 9 諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』、法務総合研究所
- 法務省保護局 1994a 『ジャービス保護観察マニュアル（第 5 版） - 第 1 分冊 - 』保護資料第 26 号、法務省保護局
- 法務省保護局 1994b 『ジャービス保護観察マニュアル（第 5 版） - 第 2 分冊 - 』保護資料第 26 号、法務省保護局
- 法務省保護局 1997 『諸外国の更生保護制度（1） - 連合王国、スウェーデン王国』保護資料第 27 号、法務省保護局
- 増田生成 2000 「英国の家庭内暴力政策（一）（二）（三）」『リファレンス』平成 12 年 12 月号～平成 13 年 2 月号、国立国会図書館調査及び立法考査局
- 守山正 1999 「イギリス社会内処遇の状況」『罪と罰 - 日本刑事政策研究会報』第 36 巻 3 号（通巻 143 号）、日本刑事政策研究会
- Mullender, Audrey & Burton, Sheila 2000, Reducing Domestic Violence...What works? Perpetrator Programmes, *Policing & Reducing Crime Briefing Note*
- Pence, Ellen & Paymar, Michael 1993, *Education groups for men who batter - The Duluth Model*, Springer publishing Company, Inc. （『暴力男性のための教育グループ - ドゥルース・モデル』エレン・ペンス & マイケル・ペイマー著、ドゥルース・カリキュラム翻訳研究会訳、ドゥルース・カリキュラム翻訳研究会）
- RESPECT, The National Association For Domestic Violence, Perpetrator Programmes And Associated Support Services 2000, Statement of Principles and Minimum Standards of Practice

加害者プログラムの最低基準

加害者更生の目的

ドメスティック・バイオレンスの加害者更生の第一次的な目的は、女性や子どもの安全を向上することである。加害者更生における介入や決定はこのことを念頭において選択しなければならない。

第二次的な目的は次の通りである。

- 女性に対する暴力について男性に弁明の責任を負わせること。
 - 礼儀をわきまえた、平等主義の関係を促進すること。
 - ドメスティック・バイオレンスに対する社会の関心を高めるために他の者と協働すること。
-

加害者更生の重点

すべてのプログラムには核心となる要素として次のことが含まれていなければならない。

- 暴力的行為となるものについての理解。
 - 加害者が自分の行動について100%責任があること。
 - 暴力的な行動は選択であること。
 - 暴力的な行動は機能的であり、意図的であること。
 - 否定し、軽視し、非難しようとする戦術を問題にすること。
 - 暴力を支える態度や信念を問題にし、これを変えること。
 - ドメスティック・バイオレンスの社会的で、ジェンダーを反映した関連性を認め、疑義を唱えること。
 - 男性のパートナーに対する権力と支配の期待を問題にすること。
 - パートナーや子どもに加える暴力の短期的、長期的の双方にわたる影響を理解する能力を発達させること。
 - 建設的で、礼儀をわきまえた、平等主義的な在り方を学び、採用すること。
 - 介入の焦点は、被害者としてではなく、加害者としての男性に置くべきであること。
 - プロジェクトは加害者の原理となれ合いになることを避けるべきであること。
-

加害者更生に適した環境

理想的には加害者更生はグループワークを主としなければならない。グループワークが不可能な場合には、個人のワークはグループワークのために輪郭が描かれたものと同じ原則と基準を厳守して計画され、構成されたプログラムでなければならない。カップル・ワーク、怒りのマネジメント、もしくは調停は、男性の女性に対する虐待的行動を取り扱うには適した環境ではない。

カップル・ワークは次の場合以外は行ってはならない。

- 男性がプログラムを終了した後で、
 - かつ、暴力のないある程度の期間が経過した後で、
 - かつ、女性が安全に対する恐れなしに自由にカップル・ワークに入れる場合、あるいは入れると感じる場合。
-

プログラムの期間

行動の変化には長い時間がかかる。イギリスその他の場所での長期的なプロジェクトの経験に基づいて、グループワークを含み、男性が自らの暴力的な行動を扱う特別の問題についてのプログラムの期間は、

- 30週間にわたり最低75時間の期間でなければならない。

この期間に満たないプログラムは有害となる可能性がある。

秘密性

加害者更生に携わる者がサービスを受ける者の虐待的行動のために誰かの安全について懸念する理由がある場合には、加害者更生に携わる者はこれらの懸念を秘密にしない義務があり、他人に対する危険を最小限に止めるためにサービスを受ける者の秘密性を制限しなければならない。この義務には、他の機関又は現在、以前、若しくは新しいパートナーを含めた他の人間への通知、報告、警告が含まれる。プロジェクトはプロジェクトの秘密性の条件をサービスを受ける者に知らせ、同人がそれを理解するように確保しなければならない。

プロジェクトは、関係者、関係機関がその情報を利用することに明示的な許可を与えない限り、プログラムの男性の現在、以前、又は新しいパートナー及び彼の暴力、虐待を受ける危険のある他の者に関する情報を完全に秘密にしなければならない。関係者、関係機関がその情報を利用することに明示的な許可を与えた場合でも、加害者更生に携わる者は女性やその他の者に対する危険を増大しないように適宜に計らう義務がある。

グループワークを行う者の性別と数

すべてのグループには最低2名のファシリテーターがいなければならない。我々はプログラムは男女のチームで行うのが一番良いと信じている。グループのファシリテーターは理想的には男性1名と女性1名、もしくは女性2名と男性1名である。男女のチームで作業しない者はできるだけ早くこれに移行する必要がある。

加害者更生に携わる者は、効果的な共同作業ができると安心、又は安全だと感じることの

できない男性との作業を強制されてはならない。監督者との協議においてこのことを判断するのは本人であって、管理者であってはならない。

男性プログラムと刑事司法制度

ドメスティック・バイオレンスは犯罪行為であり、刑事司法制度の正当な事柄である。プロジェクトは男性が彼らの行為の法律上の結果から逃れるために加害者プログラムへの参加を利用することがないようにしなければならない。プロジェクトは先を見越して刑事司法関連機関と連動しなければならない。

プロジェクトは自分達の男性プログラムの方法と内容に関して、暴力の被害者の支援をしている女性グループと積極的な会話を求める用意がなければならない。

リスクの評価

リスクと再犯の評価を行う場合は、評価が根拠とする見地／情報を明示的に述べるとともに、その評価手続の限界を評価の中で認めるものでなければならない。

プロジェクトは裁判所が委託した照会に関してプログラムの適正さの評価を行う場合は、証人の供述、その他の該当する報告を利用しなければならない。他の照会に関しても、プロジェクトは利用可能なあらゆる報告を利用するように努力をしなければならない。

プロジェクトは男性の進歩、グループに対する熱意、プログラム資料の理解、参加を評価し、外部機関と外部の人間に彼らの関心事を報告し、他の機関のリスク評価の手続に貢献するように努力する。

< 資料出典 >

RESPECT

The National Association For Domestic Violence

Perpetrator Programmes And Associated Support Services

“Statement of Principles and Minimum Standards of Practice”から抜粋
当資料についての問い合わせは下記まで。

Respect, PO Box 34434, London W6 0YS

